

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年2月21日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	寺	澤	和	男
同	小	林	秀	子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度 包括外部監査分

指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課
<p>IV 市の契約に関する問題点(総論) 5. 再委託に関する手続き (1)再委託に関する契約書の記載に関する問題 (報告書29ページ)</p>	<p>再委託に関する契約書の記載に関する問題については、契約書の様式は様々であるが、契約課が作成している業務委託の契約書には(一括再委託の禁止)として一括再委託と仕様書において指定した主たる部分の再委託については禁止している。その上で、業務の一部を再委託する場合は承諾を得なければならないと規定している。また、ご指摘について、より明確に表現することを検討していく。</p> <p>また、各担当課が作成する様式にも(一括再委託の禁止)について記載することを庁内に周知・徹底することで改善を図った。</p>	<p>再委託に関する契約書の記載に関する問題については、契約書の様式は様々であるが、契約課が作成している業務委託の契約書には(一括再委託の禁止)として一括再委託と仕様書において指定した主たる部分の再委託については禁止している。その上で、業務の一部を再委託する場合は承諾を得なければならないと規定している。また、ご指摘について、より明確に表現するため、契約約款中「受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と改正し、平成23年10月1日から適用した。</p> <p>また、各担当課が作成する様式にも(一括再委託の禁止)について記載することを庁内に周知・徹底(平成23年4月20日付け庁内通知)することで改善を図った。</p>	<p>契約課</p>
<p>10. 入札における公平性・競争性の確保に関する問題 (1)1者入札の場合の取扱いの不整合 (報告書43ページ)</p>	<p>契約課では条件付き一般指名競争入札において入札参加者が1者のみの場合は入札を中止している。これは入札参加者が1者の場合は競争性が確保できないと判断しているからである。</p> <p>一方、指名競争入札の場合には入札参加者が1者になっても入札を実施している。入札参加者は開札時点まで入札参加者が自分ひとりであるとは認識できないので、その意味で競争性が確保されているからという理由である。</p> <p>一般競争入札は、広く公告をして入札希望者を募集するもので、一般競争入札において入札者は、当初は他に入札者があるかどうかを知るよしもなく、通常他にも入札者があるであろうと予想し、これと競争する意思をもって入札に参加していると考えられるので、たとえ1人だけの入札でも入札に必要な競争性は失われていないといえるはずである。</p> <p>にもかかわらず、条件付き一般競争入札の場合に入札参加者が1者の場合は競争性が確保できないとして入札を中止しながら、一般競争入札に比べ競争性が劣る指名競争入札においては入札参加者が1者の場合でも競争性が確保されているとして入札を実施するのは理論的に矛盾している。整合性のある扱いに変更する必要がある。</p>	<p>1者入札の場合の取扱いの不整合については、平成21年12月に工事入札についてのみ、会場入札に変わる期間入札を採用した時点から、条件付き一般指名競争入札において入札参加者が1者のみの場合であっても入札を執行している。これは、入札参加者は開札時点まで入札参加者が自分ひとりであるとは認識できないので、競争性が確保されているからという理由である。</p> <p>物品及び業務委託契約については、条件付き一般指名競争入札において入札参加者が1者のみの場合は入札を中止しているが、ご指摘のとおり、1者のみ参加の入札であっても競争性が確保できること、また、物品及び業務委託契約に係る指名競争入札との整合性及び工事入札との整合性を図る必要があることから、入札参加者が1者であっても入札を実施することで改善を図っていく。</p>	<p>契約課</p>
<p>11. 随意契約 (3)本体工事に関連する工事 ① 合冊入札方式の適用 (報告書51ページ)</p>	<p>市では、「長野市建設工事に係る合冊入札方式に関する試行基準」を平成16年12月1日から施行している。しかし、対象案件が、上下水道局の工事のうち設計金額が3千万円以上で発注する工事及び当該工事と「合冊入札方式」が可能な工事、長野市請負工事審査委員会が別に指定したものに限られているため、依然として多くの工事が随意契約で行われている。試行基準は試行当初の状況を反映したものであり、現状では試行開始から時間も経過しており、この試行基準では肝心の市長部局と地方公営企業との合冊入札に対応できない場合が多いと考えられる。試行基準を要領等にするとともに、現状のように範囲を限定せず、重要性の小さい一定の場合を除き、原則実施の形に改めるべきである。</p> <p>随意契約の方式は競争入札に比較して透明性、公平性、競争性で劣っており、経済性の観点から大きな問題を有している。随意契約は真にやむを得ない場合にのみ行われるべきであり、合冊入札方式を採用することにより競争入札の対象に出来る工事については原則として合冊入札方式によるべきである。</p> <p>監査人が監査の過程で把握した平成21年度の随意契約による工事の内、合冊入札方式により競争入札の対象とすべきと判断する工事は以下のとおりである。これらの工事に合冊入札方式を適用せず、随意契約で行ったことによる経済的損失を試算するために本体工事の落札率を予定価格に乗じて試算した金額と実際の契約金額を比較すると以下のとおりである。試算では合冊入札方式を適用せず、随意契約を行ったことによる経済的損失は26,145,737円と試算された。</p> <p>(工事表省略)</p>	<p>合冊入札対象工事を「市長部局と上下水道局の工事」で、「主体工事は設計金額1,000万円以上、関連工事は設計金額100万円以上の工事」とすることで、「長野市建設工事に係る合冊入札に関する試行要領」を新たに制定し、平成23年10月12日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約について適用することで、改善を図った。</p>	<p>契約課</p>

指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課	
<p>5. 戸隠支所 (1) 国補災戸隠折橋下楠川線(下楠川その5地区)災害復旧工事 ○変更契約事務に関する契約規則と実務の不整合(報告書75ページ)</p>	<p>本工事では、平成22年3月31日に工期延長の変更契約と平成22年7月に減工についての変更契約を行っている。平成22年7月に行なわれた変更契約に関する変更の協議は平成22年3月12日に行われているが、平成22年3月31日付けの変更契約には反映されていない。 契約規則では、契約の内容を変更しようとするときは、5日以内に変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させるものとする旨が規定されている。契約規則に照らすと、平成22年3月12日に行われた変更の工事施工協議についての変更契約が平成22年7月に行われているのは違反ということになる。 市における具体的な設計変更の手続きは「契約の手引き」に記載されている。そこでは軽微な変更の場合は所属長の承認を得たうえ「監督職員指示書」(実際は「工事施工協議(指示)書」)により変更指示することができる旨と記載されている。今回の変更契約は軽微な変更にあたるため「契約の手引き」どおりには運用されていると認められる。しかし「契約の手引き」は内部的な手引きであり、その記載が契約規則の規定と対応していないことは問題である。たとえば実務を考慮した設計変更事務取扱要領を制定し、契約規則の定めと「契約の手引き」で記載されている実際の設計変更手続きが整合するようになる必要がある。</p>	<p>国補災戸隠折橋下楠川線(下楠川その5地区)災害復旧工事の変更契約における「契約規則」と「契約の手引き」の運用的乖離については、契約の手引きについての周知・徹底が不足していたことが原因であったため、契約金額の増減又は履行期間の伸縮を必要とするときは、契約者と協議のうえ定めるときに変更通知書を送付し、通知日から5日以内に変更契約を締結するよう職員に指導することで改善を図った。 また、設計変更事務取扱要領の制定については、今後研究していく。</p>	<p>契約課 戸隠支所</p>	
<p>7. 財政部収納課 (1) 市税口座振替依頼書作成・封入封緘業務委託 ○業者の見積りどおりの積算(報告書80ページ)</p>	<p>この業務委託契約は随意契約であり、随意契約理由にもあるとおり業者が特定されているため、収納課においてはその随意契約先である株式会社電算1社のみから積算のための見積書を徴し、設計額を算定している。 そのなかで、当該業務委託中の各市税口座振替依頼書印刷費・折り費に関して、平成20年度から平成21年度にかけて業務単価が率にして約8%上昇している。 その上昇理由に関して、特段の業者との折衝であるとか印刷業界の相場水準を確認しないまま随意契約先である業者見積りのみを拠所とした積算は問題である。 最低限、長野市側での積算の段階において業界相場に適した積算であるかどうかを検証すべきである。</p>	<p>業者見積りどおりの積算については、23年度より、他社からの見積りを徴収し業界の相場水準を把握することにより、業界相場と比較可能な設計額の積算を行うよう改善を図る。</p>	<p>業者見積りどおりの積算については、23年度は4月1日契約締結のため、事前に契約準備を行ったことから設計額に他社見積りとの比較検討の反映が間に合わなかったが、平成24年度予算策定から他社からの見積りを徴収し業界の相場水準を把握することにより、業界相場と比較可能な設計額の積算を行うよう改善を図っている。</p>	<p>収納課</p>
<p>(2) 督促状封入封緘業務委託 ○成果及び必要性の検討(報告書81ページ)</p>	<p>この督促状に関する封入封緘の見積数は月によって封入封緘数が大きく変動する。具体的には4、5月の見込数量はそれぞれ100件である(実数量もほぼ同数である)のに対し、6月は見込数量37,000件弱と一気に跳ね上がる。このように、過渡期と閑散期の格差が大きいケースについて、すべて業者委託することはかえって非効率である。 見込件数の月別状況を確認すると、4月100件、5月100件、10月300件、12月300件となっており、その他の月は見込件数が10,000件を超える。よって、この4つの月に関しては業務委託することなく、担当課である収納課で実施すべきである。 ※この指摘事項に関しては、収納課より平成23年度より改善する旨の報告を受けている。</p>	<p>成果及び必要性の検討については、23年度業務委託契約において、4、5月は契約から除き、10月、12月についても収納課で実施する予定である。</p>	<p>成果及び必要性の検討については、23年度業務委託契約において、4、5月は契約から除き、10月、12月についても収納課で実施した。</p>	<p>収納課</p>
<p>12. 保健福祉部保育家庭支援課 (2) 長野市子育てガイドブック ○著作権の帰属の問題(報告書101ページ)</p>	<p>この契約について、随意契約理由のポイントとなっている平成16年度に行われた業務委託に関する契約については、以下のとおりとなっている。 (契約の表、入札経過表等は省略) 業務委託契約書には、その第6条において、下記のように規定されている。 乙(受注者)は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権を当該著作物の引渡し時に甲(長野市)に無償で譲渡するものとする。 以上の事実から判断すると、受託者は長野市からこのパンフレット作成に関する企画デザインから印刷製本まで一連の業務を受託し、成果物を長野市に納入する契約を交わしており、業務の結果生じた著作権は著作物引渡しと同時に長野市に帰属するということであると解することができる。 しかし、この無形財産である著作権の権利は長野市に帰属することが明確であるものの、オフセット印刷に欠かせないいわゆる版そのものの所有権はいずれにあるのかは明確にされていない。 (中略) 初版に関する業務委託の入札を低額にして落札し、その後の再版を随意契約で受注できれば受注業者は再版の業務を請け負うたびに競争入札における競争の襍ぎを受けずに業務を受注することができる余地を与えてしまう。さらに、後述の表に記しているが、初版の際の契約単価に比べ、6年が経過した平成21年度の契約単価指数は1.12となっており、請負人において版制作費用がかかる初期段階の費用を後の随意契約によって事実上回収しているとも解釈できうる状態となっている。 このような事態を回避するには、①今後初版の際に作成される当該中間生成物の所有権を長野市に帰属させることを前提とした仕様とし、その前提で積算を行い、その後の再版時にも原則である競争入札での契約が可能な取扱いをするか、②中間生成物の所有権は業者に帰属するとする場合で再版時にやむを得ず随意契約となる場合には、初版の際に作成される中間生成物の積算金額を把握しておき、再販時には初版の時に比べて中間生成物の積算金額相当額が節減されていることを確認するか、どちらかが必要である。 また、随意契約においては他者の競争がないため、競争入札の場合の競争性に代替する手段として競争入札における平均的な落札率を設計額に乗じた予定価格を設定するなどの措置が必要である。</p>	<p>平成23年度版長野市子育てガイドブックから、著作権の帰属について仕様書の中で規定する。なお、今年度からは、競争入札での契約とする。</p>	<p>平成24年度版長野市子育てガイドブックから、著作権の帰属について仕様書の中で規定することとした。なお、今年度からは、競争入札での契約とした。</p>	<p>保育家庭支援課</p>

指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課
<p>(2) 長野市子育てガイドブック ○随意契約とする理由についての検討が不十分である問題 (報告書103ページ)</p>	<p>当該業務の積算に当たり、担当課では第2版作成時より業者見積における単価から一定額の減額を行うなどの方法で積算しており、随意契約によって平成21年度まで増刷しながら現在に至っている。初版から平成21年度までの推移概要は以下のとおりである。 (表省略) 平成21年度の契約単価は過去6年度中最も高額であり、随意契約理由にある「単価を抑える」結果に結びついていないように思える。 ただ、単価上昇については、今回の当該パンフレットのページ数の増加や作成部数が1,000部減少していること、印刷用紙の価格上昇が想定されることといったそれを裏付ける背景があることも事実である。 しかし、担当課での積算した単価というのは、そういった諸々の状況を検討して設定した単価でなければならない。これは長野市契約規則第12条②に、予定価格を定める場合は、あらかじめ仕様書、設計書、物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮して、適正に定めなければならないとされている。 「単価を抑えるため、原稿の版を持っている業者と随意契約したい。」というのが、随意契約の理由の一つになっている以上、原稿の版を業者が持っていることによる節減額可能額を把握し、市の主導で積算金額に反映させる必要がある。</p>	<p>平成23年度版長野市子育てガイドブックから、競争入札とする。</p>	<p>平成23年度版長野市子育てガイドブックから、競争入札とした。</p> <p>保育家庭支援課</p>
<p>18. 環境部清掃センター (2) 焼却施設焼却業務委託 ○仕様書と整合しない積算 (報告書125ページ)</p>	<p>本業務委託に関して、直接人件費相当部分の積算方法は役職別配置人員に平成19年度行政職給与表を引用した月額給与額を乗じて算出されている。具体的な役職別配置人員は総括1名、副総括1名、主任1名、技能員9名の合計12名である。 これに対し、実際の配置人員は総括1名、次長1名、班長5名、班員5名の12名となっている。この「班」というのは交代制勤務のため4班あり、その他に日勤部隊として1班あるのだが、上記表上の「総括」「副総括」は明確なものの「主任」たる役職が実際には不明確である。確かに5つの班があるので班長が主任ということであれば主任職を5名、技能員を5名として積算すべきと考えられるが、各班とも構成員は班長含めて2名(日勤部隊は次長含め3人)であり、「主任」と考えられるかどうかは疑問があり、逆に主任たる役職者は存在しないとさえ考えられる。また、当該業務委託に関する仕様書には第8条に人員配置に関する規定はあるものの、その資格要件等の記載がないため何を以て役職を定義づけるかも不明確である。 金額的な影響は極めて僅少であるが、仕様上の資格要件は責任問題上重要であるし、その資格に見合った人件費積算も重要であるので、明確な仕様とそれに伴う実態に沿った人件費積算を行うべきである。</p>	<p>焼却施設焼却業務委託の仕様書と整合しない積算については、役職についての資格要件と職務内容を明確にして、実態に沿った人件費積算を行うことにより、平成23年度は委託契約済みのため平成24年度から改善を図る。</p>	<p>焼却施設焼却業務委託の仕様書と整合しない積算については、役職についての資格要件と職務内容を明確にして、実態に沿った人件費積算を行うため、平成24年度予算計上分から、積算方法を(社)全国都市清掃会議発行の廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づく方法に変更をした。 これにより、業務委託積算時における資格要件や人員配置根拠について明確化され、実態に沿った積算となる。</p> <p>清掃センター</p>
<p>(2) 焼却施設焼却業務委託 ○積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討である問題 (報告書125ページ)</p>	<p>本業務委託は随意契約であり、その性格上今後もその形態が継続すると見込まれる。確かに特殊かつ危険を伴う業務であるから、それに見合った十分な積算が必要であるが、反面競争原理が働かずその落札率が高率となることを鑑みても、その業務に関する積算は経済性の観点も十分考慮してなされる必要がある。 (中略) しかし、下記については問題があると考ええる。(以下、一部略) ＜法定外福利厚生費＞社会通念上これだけの福利厚生費が必要であるかどうかは極めて疑問である。また、当該業務委託が今後も随意契約によって上記業者が受注し続ける以上、当該業者の福利厚生関連規定がどのようになっているかも全く未検証では問題である。 ＜退職金＞担当課では同社の退職金規定や水準の検証をしていないとのことである。法定外福利厚生費同様、過剰支払いとなっている可能性もあるので、少なくとも同社の退職金に関する状況調査等をし、その情報を基にした積算をすべきである。 ＜通勤手当＞実費相当額での検証が必要である。 ＜ダイオキシン対策費、アスベスト対策費、焼却炉立ち上げ・立ち下げ等作業費＞原則として毎年度の積算が必要である。もし仮に過去の積算した状況と比べて変化がなく過去の積算を引用するのであればその変化がないことについて確認事績を残す必要がある。 ＜業者見積の未徴収＞清掃センター積算基準における共通費(一般管理費等)の積算について、長野市積算額と業者見積額との間に金額的な乖離がある場合もあり得るので、基本的には随意契約であっても業者見積を徴し、長野市積算額との比較検証を行う必要があると思われる。</p>	<p>焼却施設焼却業務委託の積算単価に、業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討であること及び業者見積を徴しての比較検証を行う必要があるとのことについては、委託業者に福利厚生費、退職金及び通勤手当について照会したところ、支出のない項目があることは確認できたが、本給に対する支給率や金額については公開できないとの回答であり、委託業者からの情報による検証はできなかった。 については、従来の方式では検証が困難なことから、従来の方式から清掃センター積算基準にもある「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領(社団法人全国都市清掃協議会編集)」による積算方法へ変更することにより、平成23年度は委託契約済みのため平成24年度から改善を図る。 なお、今後は委託業者から見積もりを徴し、比較検証を行う。</p>	<p>焼却施設焼却業務委託の積算単価に、業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討であること及び業者見積を徴しての比較検証を行う必要があるとのことについては、委託業者に福利厚生費、退職金及び通勤手当について照会したところ、支出のない項目があることは確認できたが、本給に対する支給率や金額については公開できないとの回答であり、委託業者からの情報による検証はできなかった。 については、従来の方式では検証が困難なことから、平成24年度予算計上分から、焼却施設焼却業務委託に関する積算方法を(社)全国都市清掃会議発行の廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づく方法に変更し改善した。 なお、委託業者から見積もりを徴し、比較検証を行った。</p> <p>清掃センター</p>

指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課	
<p>(3) 資源化施設運転業務委託 ○仕様書と整合しない積算 (報告書128ページ)</p>	<p>本業務委託に関して、直接人件費相当部分の積算方法は役職別配置人員に平成19年度行政職給与表を引用した月額給与額を乗じて算出されており、具体的な役職別配置人員は総括1名、副総括2名、主任2名、技能員19名、技能員24名の合計18名である。 これに対し、実際の配置人員は総括1名、次長1名、班長4名、班員12名の18名となっている。 この上記表上の「総括」「副総括」は明確なものの「主任」「技術員1」たる役職が実際には不明確である。また、当該業務委託に関する仕様書には第7条に人員配置に関する規定はあるものの、その資格要件等の記載がないため何をもって役職を定義づけるかも不明確である。 金額的な影響は極めて僅少であるが、仕様上の資格要件は責任問題上重要であるし、その資格に見合った人件費積算も重要であるので、明確な仕様とそれに伴う実態に沿った人件費積算を行うべきである。</p>	<p>資源化施設運転業務委託の仕様書と整合しない積算については、役職についての資格要件と職務内容を明確にして、実態に沿った人件費積算を行うことにより、平成23年度は委託契約済みのため平成24年度から改善を図る。</p>	<p>資源化施設運転業務委託の仕様書と整合しない積算については、役職についての資格要件と職務内容を明確にして、実態に沿った人件費積算を行うため、平成24年度予算計上分から、積算方法を(社)全国都市清掃会議発行の廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づく方法に変更をした。 これにより、業務委託積算時における資格要件や人員配置根拠について明確化され、実態に沿った積算となる。</p>	<p>清掃センター</p>
<p>(3) 資源化施設運転業務委託 ○積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討である問題 (報告書129ページ)</p>	<p>本業務委託は随意契約であり、その性格上今後もその形態が継続すると見込まれる。確かに特殊かつ危険を伴う業務であるから、それに見合った十分な積算が必要であるが、反面競争原理が働かずその落札率が高率となることを鑑みても、その業務に関する積算は経済性の観点も十分考慮してなされる必要がある。 (中略) しかし、下記については問題があると考え。 (以下、一部略) ＜法定外福利厚生費＞社会通念上これだけの福利厚生費が必要であるかどうかは極めて疑問である。また、当該業務委託が今後も随意契約によって上記業者が受注し続ける以上、当該業者の福利厚生関連規定がどのようになっているかも全く未検証では問題である。 ＜退職金＞担当課では同社の退職金規定や水準の検証をしていないとのことである。法定外福利厚生費同様、過剰支払いとなっている可能性もあるので、少なくとも同社の退職金に関する状況調査等をし、その情報を基にした積算をすべきである。 ＜通勤手当＞通勤の実態は検証可能であるから、実費相当額での検証が必要である。 ＜アスベスト類ばくろ防止対策費＞根本的に過去資料の引用では疑問である。原則として毎年度の積算が必要である。もし仮に過去の積算した状況と比べて変化がなく過去の積算を引用するのであればその変化がないことについて確認事績を残す必要がある。 ＜業者見積の未徴収＞本件に関しては業者見積を徴さず、長野市独自の積算となっている。しかし、特に清掃センター積算基準における共通費(一般管理費等)の積算について、長野市積算額と業者見積額との間に金額的な乖離がある場合もあり得るので、基本的には随意契約であっても業者見積を徴し、長野市積算額との比較検証を行う必要があると思われる。</p>	<p>資源化施設運転業務委託の積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討であることについては、委託業者に福利厚生費、退職金及び通勤手当について照会したところ、支出のない項目があることは確認できたが、本給に対する支給率や金額については公開できないとの回答であり、委託業者からの情報による検証はできなかった。 については、従来の方式では検証が困難なことから、従来の方式から清掃センター積算基準にもある「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領(社団法人全国都市清掃協議会編集)」による積算方法へ変更することにより、平成23年度は委託契約済みのため平成24年度から改善を図る。 なお、今後は委託業者から見積もりを徴し、比較検証を行う。</p>	<p>資源化施設運転業務委託の積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討であることについては、委託業者に福利厚生費、退職金及び通勤手当について照会したところ、支出のない項目があることは確認できたが、本給に対する支給率や金額については公開できないとの回答であり、委託業者からの情報による検証はできなかった。 については、従来の方式では検証が困難なことから、平成24年度予算計上分から、資源化施設運転業務委託に関する積算方法を(社)全国都市清掃会議発行の廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づく方法に変更し改善した。 なお、委託業者から見積もりを徴し、比較検証を行った。</p>	<p>清掃センター</p>
<p>20. 産業振興部観光課 (4) エムウェーブ人工芝巻取減速機オーバーホール業務委託 ○成果および必要性の問題 (報告書137ページ)</p>	<p>平成20年度の包括外部監査報告書において「人工芝は老朽化しこのままでは使用に耐えられないと判断し人工芝は今後使用しないこととした。」と報告されている。 主軸駆動用原動機等は合計4基(うち今回3基についてオーバーホール実施)、人工芝引き出しに使用する原動機等が合計14基ある。今後使用できる状態を当面維持するためだけにでも残りの機械の保守及び人工芝の修繕でおよそ5,000万円は必要といわれている。 現在人工芝は、年に1回(多くて2回)程度しか使用されていない。また、人工芝を利用する場合、準備とあとかたづけに7人で一日かかる作業が必要であるが、人工芝を利用したからといって特別料金は徴収していない。 使用見込の乏しい人工芝の巻取減速機に支出するのは経済性に反していると言わざるを得ない。</p>	<p>人工芝については、毎年使用している団体(長野市老人クラブ連合会)があるため、平成21年度は動作性能を維持する最低限の整備を行ったもの。 しかし、今後、安定して継続使用するためには、大規模なメンテナンスが必要なので、平成25年度をもって廃止の方向で指定管理者と調整したい。利用者に対しては、廃止の方向を説明していく。</p>	<p>人工芝については、毎年使用している団体(長野市老人クラブ連合会)があるため、平成21年度は動作性能を維持する最低限の整備を行ったもの。 しかし、今後、安定して継続使用するためには、大規模なメンテナンスが必要なので、平成25年度をもって廃止の方向で指定管理者と調整し、指定管理者から利用者に対して廃止する旨を説明した。</p>	<p>観光課</p>

指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課	
<p>24. 建設部維持課 (2) 長野駅東口駅前広場他清掃管理業務委託 ○業者の見積りどおりの積算(報告書153ページ)</p>	<p>この契約の担当課での積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおりに設定されている。業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者見積どおりでは問題である。 具体的な積算は以下に行われている。 (表省略) 他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示の見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。 したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、公開されている積算資料や同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして積算価格を設定すべきである。 ちなみに、同じ維持課所管の業務委託である「信濃吉田駅南北自由通路清掃業務委託」に関しては3業者から見積りを徴し、その平均値をもって担当課積算としている。 その担当課積算額と業者から徴した見積りとの乖離は以下のとおりである。 (表省略) このように、同業者からの見積りであってもこれだけの格差が生じていることから考えると、随意契約先1社からの見積りでは甚だ不十分であると言わざるを得ない。</p>	<p>当該施設は、JRの軌道を渡る施設であり、JR東日本と長野市で区分して清掃管理を行っているものである。 長野市の清掃エリアにはエスカレーターが4基あり、列車の運行と合わせ、毎日始動(5時30分)、停止(0時30分)を行っている。 このことから、長野駅に詰所を持つ業者が業務することで、他の事業所から職員を派遣する場合より見積額が兼価であると判断し、積算単価を決定したものである。 平成24年度は、3業者からの見積もりを徴収し、積算単価の決定をすることで改善を図る。</p>	<p>平成24年度の業務委託の積算について、3業者からの見積もりを徴収し、その平均値を積算単価として決定をしたことで改善を図った。</p>	維持課
<p>(2) 長野駅東口駅前広場他清掃管理業務委託 ○ 随意契約理由として妥当でない問題 (報告書155ページ)</p>	<p>上記随意契約理由のうち、一つは「長野駅自由通路及び篠ノ井駅新幹線上空人工地盤に関しては、すでにJR東日本が同社に清掃委託をしており、それぞれ一体をなす人工地盤及び東西連絡地下道、東西自由通路の清掃を同社に委託することにより効率的な清掃管理が行うことが見込まれる。」という理由である。JR東日本と長野市の清掃管理区分が明確であるなかで、たとえば双方にまたがる形で清掃対象物がある場合、清掃業者がそれぞれ違ってしまうと厳密には自己の管理区分を超えて清掃することができないといった問題は発生しなくなるというのである。また、通勤時間終了後の午前11時頃から午後0時の間に当該管理区分を汚される事態がたびたび起こっているとのことであり、長野駅が県庁所在地の玄関口の駅であることから、長野駅に詰所のある清掃業者がタイムリーに対応できる利点は考慮する必要があるかもしれない。 しかし、このような清掃範囲の境界というのは社会一般においても存在し、それぞれ自身の清掃責任範囲は自身で行うのであり、「隣家がA社に委託しているから一体となっている当方もA社に委託する方が効率的な清掃管理ができる」といえるかどうかは疑問である。 また、上記以外の随意契約理由は随意契約の理由として妥当でない。たとえば「作業器材も自社で所有しており」というのは他の清掃業者でも当然ながら機材を所有しているし、「作業員の詰所も長野駅構内にあることから、スムーズに実施でき清掃管理が行え」とあるが、確かに長野駅にはJRの詰所があるので理解もできるがこれは長野駅の話であって業務委託契約に含まれている今井駅や篠ノ井駅には詰所はない。 さらに、「経費も低廉で実施することができ」というのは、業者見積りによる清掃単価を長野市積算としている現状では低廉である確証は全くないといってよい。 以上のような状況から、この業務委託に関する随意契約理由には不備があり、原則的に競争入札を導入すべきである。</p>	<p>当該施設は、JRの軌道を渡る施設であり、JR東日本と長野市で区分して清掃管理を行っているものである。 長野市の清掃エリアにはエスカレーターが4基あり、列車の運行と合わせ、毎日始動(5時30分)、停止(0時30分)を行っている。 このことから、長野駅に詰所を持つ業者が業務することで、他の事業所から職員を派遣する場合より兼価であると判断し、随意契約を行っていたものである。 平成24年度は、委託場所の見直しを行い、契約方法を競争入札とすることで改善を図る。</p>	<p>平成24年の業務委託について、委託内容を精査し、委託方法を競争入札とすることで改善を図った。</p>	維持課
<p>(3) 自動昇降機保守点検業務委託、長野駅東口駅前広場他昇降機保守点検業務委託、信濃吉田駅南北自由通路昇降機保守点検業務委託 ○業者の見積りどおりの積算(報告書157ページ)</p>	<p>積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおりに設定されている。 業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者の見積りのとおりでは問題である。 他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示の見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。 したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換したり、他市への同様事例について照会したりするなどが必要であり、単に業者見積のみを拠所とした積算はすべきでない。</p>	<p>当該業務のエレベーターは、通報装置が設置されており、メーカーの管理センターにて緊急時対応を行っている。 緊急停止時等の対応、部品確保を考慮したため、メーカーの見積もりを積算単価としたものである。 平成23年度、他市の状況など調査し単価決定方法を検討する。</p>	<p>他市へ照会をおこなったところ、他市においてもメーカー管理センターによる緊急対応を行っており、また、修繕時の部品確保を考慮することで、随意契約にて業務委託を行っていた。 積算単価については、見積もり単価を精査し決定単価としている状況であった。 平成24年度の委託について、業者見積もりを公表されている積算資料にて精査し、積算単価として決定することで改善を図った。</p>	維持課

指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況(当初措置後の状況)	担当課	
<p>26. 駅周辺整備局 (1) 長野駅東西自由通路清掃業務委託 ○業者の見積りどおりの積算(報告書161ページ)</p>	<p>積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおり設定されている。業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者の見積りどおりでは問題である。他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして積算価格を設定すべきである。</p>	<p>長野駅東西自由通路清掃業務委託については、JRの軌道敷上の駅舎に併設された通路の清掃であり、JR東日本グループである長野鉄道車輛整備㈱と随意契約をしている。平成23年度の発注に際し長野鉄道車輛整備㈱の見積書を基に単価の検討を行ったが、1回目の見積りは不調となった。このため今後の委託の発注においては積算価格を設定すべく、全国的な統一単価や、JRとの契約内容との差異など、より詳細なデータを調査のうえ実施する。</p>	<p>軌道敷上の自由通路清掃業務委託について、他都市の状況を調査したところ、業務内容や面積、材質等の違いがあり一律の比較は難しく、一概に言えないが、本市の作業内容、価格ともに標準的と感じた。受託事業者の見積りに関する調査では、本市の場合、自由通路をJRと区分所有しているが、通路全体を一括して見積った単価を使用し、双方の負担面積に応じ算出していた。このことは常に通路全体の環境を一定水準に保つ上で、JRが管理・監督を行えることから、本市の負担が軽減される利点がある。調査結果等を踏まえ、積算価格については、時の物価を反映し、定期的に発行される雑誌「建築施行単価」、「積算資料」等の基準単価が一般的に使用されていたことから、この単価を基に受託事業者の見積り内容を精査することとした。また、必要に応じJRと積算単価等について協議を行う。(基準単価を基に試算したところ、平成23年度の業務委託については、受託業者の見積額の方が安価であった。)</p>	<p>駅周辺整備局</p>
<p>34. 上下水道局下水道建設課 (3) 犀南3号系汚水準幹線外工事 ○変更契約事務に関する契約規則と実務の不整合(報告書200ページ)</p>	<p>「契約の手引き」は内部的な手引きにすぎず、その記載が契約規則の規定と対応していないことは問題である。契約課から入手したデータ(建設工事100万円以上)を集計した結果、たとえば上下水道局の建設工事235件のうち147件、60%以上について変更契約がなされ変更契約増加額は214百万円であり、契約実務において契約変更が多く行われていることが把握される。このような状況において、契約規則の規定と実務の扱いとが乖離している現状を放置するのは問題であるので、たとえば実務を考慮した設計変更事務取扱要領を制定し、契約規則の定めと「契約の手引き」に記載されている実際の設計変更手続きが整合するようにする必要がある。</p>	<p>「契約規則」と「契約の手引き」の運用的乖離については、契約課と打合せをした結果、金額や設計概要及び工期等が明確に判る書面である工事内容の「変更通知書」が事実上の協議として、その通知書の通知日から5日以内に変更契約を実施することとして改善を図った。また、設計変更事務取扱要領の制定については、今後研究していく。</p>	<p>平成23年12月1日以後に変更する契約から、契約規則第43条第2項に「ただし、工事の請負契約又は工事に係る測量、調査、設計、監理等の委託契約の変更で、その変更の内容が軽微なものについては、この限りでない。」旨を加えると共に、「長野市建設工事等設計変更及び契約変更事務取扱要領」を制定して整合するよう改善を図った。</p>	<p>契約課 下水道建設課</p>